公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2018 年度
事業報告書

2019 年 3 月

Save the Children

目次

はじめに 3
2018 年事業報告概要 4
事業一覧 10
海外事業 10
国内事業 14
東日本大震災復興支援フォローアップ事業 14
国内緊急・復興支援 14
アドボカシー 15
事業報告詳細 16
I. 東南アジア地域 16
1. ベトナム 16
2. ミャンマー 17
3. タイ 18
4. インドネシア 19
II. 北東アジア地域 19
1. モンゴル 19
III. 南・南西アジア地域 22
1. バングラデシュ 22
IV. アジア・太平洋地域 22
1. アジア・太平洋地域 22
V. 中東地域 22
1. レバノン 22
2. イエメン 23
VI. アフリカ地域 23
1. ウガンダ 23
VII. 国内事業 24
1. 子ども虐待の予防 24
2. 子どもの貧困問題の解決 24
3. 災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上 25
4. 東日本大震災復興支援フォローアップ事業 26
5. 熊本地震復興支援 26
6. 九州北部豪雨復興支援 26
7. 西日本豪雨緊急・復興支援 27
VIII. アドボカシー 27

はじめに

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年の設立以来、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。

本報告書の対象となる 2018 年度は 2015 年に策定された当法人の 2016－2018 中期戦略実施の最終年度であった。この戦略はセーブ・ザ・チルドレンが、世界規模で策定した 2030 年までのビジョンに加え 2016-18 年の戦略と整合性を図ったもので、事業実施、資金調達、組織運営のかかわる事項を盛り込んだ組織横断型のものである。この中期戦略に基づき、2018 年度事業計画が策定され、同計画に沿って組織運営、事業実施が行われた。

本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが駐在員を派遣するなどして実施した事業、組織運営について記載する。

2018 年事業報告概要

2018 年度の重点テーマに関わる事業実施、組織運営に関わる優先課題と活動概要は以下の通り。

A. 重点テーマによる事業実施

優先課題 1：重点分野・地域への集中強化

子どもの権利基盤型アプローチ、ならびにこれまでの経験・知見に基づき、重点分野・地域において、特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもへの支援を強化する。

【重点テーマ】

1 海外事業

1）教育

- モンゴルにおいて外務省の日本 NGO 連携無償資金協力の資金を得て、障害を有するなど特別な支援を必要とする子どもたちのためのインクルーシブ教育を実現するために学校の体制や教員能力強化を図る事業を開始した。
- 紛争下にあるイエメンにおいて、ジャパン・プラットフォーム（JPF）の資金を活用して、紛争の影響を受けた子どもたちに補習授業を中心とした教育機会を提供する事業を実施した。

2）保健・栄養

- 昨年に引き続き、世界銀行の社会開発基金を通して、ベトナム北部における少数民族の子どものための栄養改善事業を実施した。
- 独立行政法人国際協力機構（JICA）の資金を受けてミャンマーで妊産婦と新生児のための保健システム強化支援事業を実施した他、企業からの資金によってミャンマー、ベトナム、ラオスにおける少数民族の母子のための保健事業を実施した。

3）保護

- モンゴルにおいて、JICA の資金を受け、要保護児童支援制度の定着を目指す事業を開始した。労働・社会保障省のほか、法務省との協力も図り、子ども虐待の予防と対応を担う地方行政職員の能力強化を目指す。
- 外務省資金によるミャンマーのカレン州で紛争地域における子どもの保護・教育事業の 2 年次を実施した。
- JPF 資金を受けて、レバノン国内に居住しているシリア難民の子どもの保護事業を実施した。本事業は、難民コミュニティのメンバーが自分たちで子どもたちを守っていくことができるように、様々なキャパシティ開発を行うものである。
- 2015 年にアジア・太平洋地域でセーブ・ザ・チルドレンが開始した緊急状況下の子どもの保護の能力強化プログラムを本年からセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが運営主体となった。同地域の NGO 職員や行政官に対して緊急下における子どもの保護能力強化プログラムを提供している。

4）防災（災害リスク軽減）

- ベトナム南部のメコン・デルタ地域において、外務省資金を受けて、洪水などの災害リスクを軽減する事業の 2 年次が開始された。
- ウガンダにおける災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業が継続して実施された。
- タイにおいて、子どもの水の事故を防止するための事業を実施した。
- インドネシアでは、バンドン市で実施した交通安全事業を終了し、北ジャカルタ市および東ジャカルタ市において新たに交通安全事業を開始した。

5）緊急・人道支援

- ミャンマーでの衝突を受けバングラデシュへ逃れた人々に対し、JPF 資金を活用して、生活用品の配布、シェルターや水衛生設備の支援活動を実施した。
- JPF 資金を活用し、ウガンダにおける南スーダンからの難民の子どもたちに対し、ケース・マネジメントを通した個別ニーズに対する支援、「こどもひろば」の運営、就学前教育や保健・栄養支援を継続して実施した。
- モンゴルにおける雪害(ゾド)や洪水被害からの復旧、および予防のための活動を JPF 資金により展開した。
- シリアやイエメンで発生している大規模な人道危機に対し、資金支援を行った。ベトナム、インド、インドネシアで相次いで発生した自然災害による被害に対応するため、法人からの寄付を受けて資金支援を行った。
- セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルがアジア地域で発生する緊急事態のために、迅速に出動できるように常時配置しておくセクター専門家のうち、子どもの保護と保健の専門家の配置のための資金支援を開始した。

2　国内事業

1）子ども虐待の予防

- 「子どもの体やこころを傷つける罰」の明示的禁止に向けた法改正を実現するため、政策提言活動を実施した。
- 「子どもの体やこころを傷つける罰」を禁止すべき理由、たたかない、怒鳴らない子育てへの理解を促進するために、東北、首都圏などにおいて地域の子育て支援者および一般市民向けに啓発活動を行った。
- 東北および首都圏において、子育て中の親や養育者を対象にたたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の講座を実施した。

2）子どもの貧困問題の解決

- 経済的に困難な状況にある子育て世帯の家計を支えるための給付金事業「給付型緊急子どもサポート」において、新入学生対象の給付金に加え、新たに高校生を対象とした給付を実施した。
- 困難な状況に置かれやすいひとり親家庭に対するエンパワーメント活動を、2017 年度に引き続き実施した。
- 前述の給付金事業の受給者に対する調査を基にして、啓発活動（シンポジウム等）を実施し

た。また、調査においては、子どもや子育て世帯の実態をより詳しく社会に伝えられるように、本年度新たに高校生本人に対する調査や保護者に対するヒアリングを組み込んだ。
- 子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の運用改善等について、国や対象地域の自治体に対する政策提言活動を実施した。

3) 災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上

- 緊急時における支援者の子どもに対する心理社会的支援の能力を強化するために、研修や指導者養成を通じて、「子どものための心理的応急処置（子どものための Psychological First Aid (PFA)）」の普及を実施した。とりわけ関西地域での普及に力を入れ、大阪府豊中市や吹田市では行政と連携した普及活動が実現した。
- 近年増えている自然災害への緊急対応の経験を踏まえ、災害支援現場における子どものこころのケアをテーマに、11 月に東京および神戸で専門家を交えたシンポジウムを開催した。

4) 東日本大震災復興支援フォローアップ事業

- 子どもにやさしい地域づくり：石巻市子どもセンターの運営サポートを実施した。
- 子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら」を福島県の事業対象地域の子どもに配布した。

5) 熊本地震復興支援

- 2016 年から継続し、復興支援を実施した。小中高校生への給付金の支給、学校活動の支援、防災用品配布、ひとり親家庭への支援などを行った。

6) 九州北部豪雨復興支援

- 2017 年 7 月に発生した九州北部豪雨を受け、中高生への給付金の提供、学童保育支援員への研修などを行った。

7) 西日本豪雨緊急・復興支援

- 2018 年 7 月に西日本を襲った豪雨による災害を受け、岡山県倉敷市に初動調査チームを派遣、支援活動を行った。具体的には、緊急時における「こどもひろば」の実施、岡山県による子どもの居場所事業への助言および資金的協力、学童支援員、保育士、行政関係者などを対象とした「子どものための PFA」研修を複数回実施した。
- 最も被害が大きかった倉敷市真備地区においては、被災または被災児童を受け入れた放課後児童クラブ（学童保育）への備品支援、公立小中学校および幼稚園への学用品支援、保育園への備品支援などを実施した。
- さらに 11 月からは、倉敷市内で被災した小中高の最終学年を対象に、新入学や就職の費用負担軽減を目的とした給付金を実施した。

3 上記重点テーマの事業実施に関し、その質とインパクトを高めるための、具体的な基準・施策・仕組

みの強化

- 国内事業および海外事業の職員が DAC 評価[1]5 項目および CRP[2]のコンセプトに基づき、事業の事前審査のための基準を設定した。国内事業部においてはこの基準の運用が開始されている。

優先課題 2：緊急人道支援対応能力の構築と支援の実施

- 国内外での大災害に備えて、国内災害緊急支援準備計画（EPP）を策定し、ロスター制度を開始した。また、国内緊急に即応する態勢強化のため、国内事業部において国内緊急対応事業を 2019 年度から開始する準備を進めた。
- 国内外の緊急・人道支援関係者に対する能力強化の一環として、『人道行動における子どもの保護の最低基準』（CPMS）の日本語版の発行と、周知啓発のための研修会を開催した。
- 海外事業においては、現在、活動のための資金の大半を依存しているジャパン・プラットフォーム（JPF）のなかでのプレゼンスを高めるため、JPF 幹事会活動や各プログラムのワーキング・グループに積極的に関与した。また、海外事業部職員は、UNHCR の e センター（人道援助活動のための訓練センター）が開催する人道支援の実地研修に通年で複数回参加した。人道支援の必須基準に関する研修などにも参加し、職員の能力強化に努めた。

優先課題 3：特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもの権利の実現が政策上優先され、また、より多くのリソースが配分されるように、ステークホルダーへの働きかけの強化

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略、グローバル・アドボカシー戦略、およびグローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD（誰一人子どもを取り残さない）のプライオリティに沿い、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル、セーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内各種アドボカシーネットワークとの連携のもと、政策決定者および政策に影響力を持つステークホルダーへのインパクトを向上し、国際および国レベルにおいて、特に最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを優先する政策や方針に向けた転換をもたらすためのアドボカシーおよび啓発・発信活動を行った。 重点テーマとして、SDGs 実施、保健・栄養・教育援助、子どもの保護、紛争・人道危機下の子どもの課題に対する日本政府の政策・支援の強化や説明責任の向上に取り組んだ。
- 2019 年 1 月の子どもの権利日本委員会第 4 回・5 回日本審査に向けて、NGO レポートの作成に関与し、特に体罰等に関する日本の状況に関して子どもの権利委員会への情報提供を行った。

B. 優先課題に基づく組織運営

「子どもの権利」に先駆的に取り組む国際 NGO として、組織を強化する優先課題に関しても、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルのグローバルな戦略との整合性を図りつつ、次のような進捗があった。

[1] 経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）による国際的な ODA 評価

[2] CRP Child Rights Programming, 子どもの権利に基づくアプローチ。セーブ・ザ・チルドレンでは、事業策定等にこのアプローチを採用している。

優先課題　1：資金調達の強化と多様化

- データとその分析に基づいた、効率的なファンドレイジング戦略策定・実施を継続した。メディア施策毎の費用対効果を含む PDCA（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））を展開することで、効果的かつ効率的なファンドレイジングを実施した。
- 法人パートナーとの SDGs ならびに ESG 分野における連携を推進した。また、寄付受け入れの基準によるデューディリジェンス（適正評価）プロセスを継続・改善し、子どもの権利推進団体としてのセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの社会的信頼を損なうことのないドナー獲得を強化した。
- 子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進に責任をもち、持続可能な開発目標、子どもの権利とビジネス原則の普及を通し、法人ドナーとの対等なパートナーシップ強化を進めた。

優先課題　2：高い実行能力を備えた組織の構築

- 中期戦略にもとづき組織としての実行能力を強化する目的で、年度事業計画・予算等の策定・評価の時期とサイクルを明確化し、それに沿って半期・年度の振り返りや翌年度事業計画・予算案の策定等を行うことで定着化を進めた。
- 前期に引き続き業務プロセスの改善を推進し、精緻でシステム化された財務分析とそれに基づく財政の管理改善を行える体制を整備している。
- 事業継続計画（BCP）の実効性を高めるために担当者の研修などの施策を実施した。部署ごとの緊急連絡網の定期的アップデートによって、緊急時の連絡体制を確保している。また、緊急時対応の徹底や避難訓練の実施などを通じて、緊急時対応に対する意識向上を行っている。
- 組織強化に向けて、職場開発ワークショップを全ての部署で実施した。既に一部の部署では、組織内でのコミュニケーション改善を通じて顕著な成果があがっている。

優先課題　3：セーブ・ザ・チルドレンの国際ブランドを活用し、子ども支援専門の国際 NGO としての信頼性ならびに他の国内外の子ども支援団体との比較優位性を高め、認知を高める

- セーブ・ザ・チルドレンの新グローバル・ブランドを 2017 年に日本で導入した。これに基づき、引き続き、グローバル統一のメッセージやデザインを活用した広報を行った。
- 日本を含む世界 120 ヶ国で行っている活動を、マスメディアに対して積極的に情報提供するとともに、ウェブサイト、ソーシャルメディア等で積極的に発信した。

優先課題　4：真にグローバルなガバナンス、組織、文化の浸透

- セーブ・ザ・チルドレンのビジョン・ミッション実現に向けたコミットのある、能力の高い、多様な人材の確保、能力強化に向けて、従来から実施している専門能力研修に加えて、コーチングや管理職研修などのビジネススキル研修を実施した。能力の高い、多様な人材の確保のために、社内公募制度に加えてウェッブサイトの採用ページの改修を行い、応募者数の増加につなげている。
- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、「子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり（子どものセーフガーディング）」の取り組みをさらに強化した。

- セーブ・ザ・チルドレン各国で推進されている、高い実行能力を備えた組織構築の課題に関しては、現場の海外事業を実施していくセーブ・ザ・チルドレン各国事務所の強化に対する投資は必要不可欠であり、他のメンバー同様、当法人も戦略投資基金への貢献を行い、これにより、コスト効率化、事業の質の向上、リスク削減・軽減に取り組んだ。
- より多くの子どもたちの権利の実現の実施を目指し、高い実行能力を備えた組織として運営するために、理事長名による「コンプライアンス宣言」を作成した。コンプライアンス宣言では、遵守すべき 3 つの行動準則を示し、その実践を求めている。
- 確固たるコンプライアンス態勢の構築のために、コンプライアンス規程、ハラスメント防止規程、内部通報制度規程などの規程整備を行い、組織やプロセスの整備を鋭意実施している。
- 組織強化に向けた組織改革施策を計画・実施すると共に、モニタリングを通じた効果の測定を行うことで、施策の実効性を検証している。
- ビジョン・ミッションの実現に向けて、個々の人材の資質の維持・向上のため、パフォーマンス管理制度を整備し、コンピテンシーを重視した事業実施の目標設定や評価のサイクルを構築している。

事業一覧

海外事業

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2018 年裨益者数（人）	主な財源
【東南アジア地域】					
ベトナム					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	メコン・デルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業	2017 年 2 月～2018 年 5 月	ドンタップ省	5,708	外務省、企業
保健・栄養 (3)	北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	2017 年 1 月～2020 年 12 月	イエンバイ省、ソンラ省	1,972	世界銀行、企業
保健・栄養 (3)	ベトナムにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/3/1～2020/12/31	ダクラク省	3,218	企業
ミャンマー					
教育、子どもの保護 (1, 6)	カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育事業	2016/11/11～2018/12/24	カレン州	2,559	外務省、企業、個人
保健・栄養 (3)	カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業	2016/6/13～2019/1/30	カチン州	6,433	外務省、企業、個人
保健・栄養 (3)	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	2017/5/1～2020/4/30	バゴー地域	1,396	JICA
保健・栄養 (3)	ミャンマーにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/8/1～2020/12/31	バゴー地域	465	企業

[3](注)「事業分野」欄の数字は、定款第 4 条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2018年裨益者数（人）	主な財源
タイ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	子どもの水の事故防止のための教育推進事業	2017/9/1～2018/8/31	バンコク	4,284	企業、個人
インドネシア					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2014/4/1～2018/3/31	西ジャワ州バンドン市	7,766	企業、個人
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2018/4/1～2022/3/31	北ジャカルタ市、東ジャカルタ市	80	企業、個人
ラオス					
保健・栄養（3）	ラオスにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2018/3/1～2020/12/31	ルアンパバーン県	171	企業
【北東アジア地域】					
モンゴル					
教育(1)	新入生の『学びの基礎力』育成に向けた学校体制強化プロジェクト	2015/3/30～2018/3/29	ウランバートル市	36,630	外務省、個人
教育(1, 2)	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業	2018/3/30～2021/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	5,702	外務省、個人
子どもの保護(6)	モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善および強化支援事業	2015/5/1～2018/4/30	ウランバートル市、アルハンガイ県	14,078	JICA、個人
子どもの保護(6)	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	2018/9/3～2022/8/31	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	196	JICA、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ゾドの影響を受けた子どもたちのための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援	2017/3/1～2018/3/31	アルハンガイ県、ドルノド県、バヤン・ウルギー県、ザブハン県	12,421	JPF、個人
緊急・人道支援（子ども	モンゴルにおける洪水の影響を受けた子どもたちのための	2018/11/26～2019/2/25	バヤン・ウルギー県、ホブド県	1,885	JPF、個人

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2018 年裨益者数（人）	主な財源
の保護）(6)	教育・心理社会的支援および災害リスク軽減・対応力向上支援				
子どもの保護 (6)	ソーシャル・サーカス支援事業	2016/1/26～2019/1/31	ウランバートル市	220	企業、個人
【南・南西アジア地域】					
バングラデシュ					
緊急・人道支援 （6）	バングラデシュにおけるミャンマー避難民の子どもおよびその家族に対する生活物資配布事業	2017/11/24～2018/6/5	コックスバザール県	2,500	JPF,個人
緊急・人道支援 （6）	バングラデシュ・コックスバザール県ウキア郡におけるミャンマー避難民世帯に対するシェルター改良および居住環境改善支援事業	2018/3/31～2018/9/5	コックスバザール県	9,608	JPF,個人
【アジア・太平洋地域】					
アジア・太平洋地域					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	緊急下の子どもの保護のための能力強化事業	2018/5/1-2019/4/30	アジア・太平洋	24	財団、個人
【中東地域】					
レバノン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業	2017/7/1～2019/3/30	南レバノン県	3,170	JPF、個人
イエメン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(1)	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業(第 2 期)(第 3 期)	2018/1/1～2019/3/31	サヌア県、アムラン県	2,129	JPF
【アフリカ地域】					
ウガンダ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業	2018/2/18～2020/2/17	カセセ県カルサンダラ準郡、マリバ準郡、ニャキユンブ準郡	23,400	外務省、企業、個人

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2018 年裨益者数（人）	主な財源
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業	2017/7/1～2018/5/31	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	18,860	JPF、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業（第 2 期）	2018/6/1～2019/3/31	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	14,656	JPF、企業、個人
【国内外における緊急人道支援人材能力強化】					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6,8)	『人道行動における子どもの保護の最低基準』（CPMS）の普及啓発	2018/7/15～2019/2/28	日本	59	外務省、個人

国内事業

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2018 年 裨益者数	主な 財源
子どもの保護 (3,7)	子ども虐待の予防	2016/1/1～（継続）	宮城県、東京都、関東周辺	子ども：52 大人：9,352	企業、個人
子どもの貧困解決 (1, 6,7)	子どもの貧困問題の解決	2016/1/1～（継続）	岩手県、宮城県	子ども： 1,197 大人：2,007	企業、個人
子どもの保護/防災（災害リスク軽減）（1, 6)	災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上	2016/1/1～（継続）	全国および岡山県、愛媛県	子ども：0 大人：3,979	企業、個人

東日本大震災復興支援フォローアップ事業

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2018 年 裨益者数	主な 財源
子どもにやさしい 地域づくり (8)	子ども参加によるまちづくり “Speaking Out From Tohoku（SOFT） ～子どもの参加でより良いまちに！～”	2011/5/1～ 2019/3/31	主に岩手県、宮城県	子ども： 2,378 大人：694	企業、個人
福島プログラム (1)	放射能リテラシープロジェクト	2013/8/1～ 2018/12/31	福島県	子ども： 1,274 大人：110	個人

国内緊急・復興支援

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2018 年 裨益者数	主な 財源
復興支援 (1,5,6)	熊本地震復興支援	2016/4/15～ 2919/12/31	熊本県上益城郡益城町・御船町など	子ども： 2,532 大人：1,800	企業、個人
復興支援 (1,6)	九州北部豪雨復興支援	2017/7/7～ 2018/2/28	福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市	子ども：27 大人：56	企業、個人
緊急・復興支援 (1,3,5,6)	西日本豪雨緊急・復興支援	2018/7/9～（継続）	岡山県倉敷市、愛媛県など	子ども： 3,054 大人：2,662	企業、個人

アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実施地域	2018 年裨益者数	主な財源
アドボカシー (1, 2, 3, 4, 5, 6)	SDGs 実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発	2018/1/1～2018/12/31（継続）	日本	–	企業、個人
アドボカシー (1, 2, 3, 4, 5, 6,7)	グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD の展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (5)	保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (3)	栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本	–	助成金、個人
アドボカシー (1)	教育援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (6、7)	子どもに対する暴力撤廃への日本政府の参加に関するアドボカシー	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (1, 3, 5, 6)	紛争・人道危機下の政策・支援の強化に関するアドボカシー	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー（7）	「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化	2018/1/1 ～ 2018/12/31（継続）	日本		企業・個人

事業報告詳細

I.　東南アジア地域

1. ベトナム

① メコン・デルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業

［目的］対象地域の住民及び教育機関の災害及び気候変動への対応能力が向上する。

［事業内容］

- 災害弱者に配慮したコミューン主体の防災管理体制の確立を目指し、対象 4 コミューンの自然災害対策委員会の計 80 人に対し、コミュニティ防災および気候変動対応に関する研修を実施した。また、緊急時警報システム整備として、これまで防災情報放送が届きにくかった遠隔の村を対象に計 19 基の拡声器を供与した。
- 学校における安全な教育環境づくりを目指し、事業対象の小学校 9 校において、「子ども防災クラブ」を設立し、子どもたちが防災について主体的に学び、他生徒に向けた啓発活動が行えるように支援した。子どもの水の事故が多い事業地において子どもたちが泳ぎを習得できる機会を得られるよう、小学校 2 校に対しプールを設置し、水泳教室を開催した。
- コミュニティレベルでの防災・減災の取り組みを促進させるため、各事業地域の主に教育や農業に関わる地方行政官の能力育成に取り組んだ。事業地の行政スタッフ、地域住民、学校関係者を対象に、防災対策や防災意識に関するベースライン調査を実施した。1 年次事業終了後には事業終了ワークショップを開催し、事業期間の成果と教訓を確認し共有した。

② Northern Mountain Integrated Child Nutrition Improvement Project（北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業）

［目的］子どもの栄養摂取習慣の改善、妊産婦と乳幼児の栄養源の多様化、そして母子のケアを通して、対象コミューンにおける 5 歳未満の子どもの栄養状態を改善する。

［事業内容］

- イエンバイ省およびソンラ省の 20 の対象コミューンにおいて、食料及び栄養源の確保のため、(a) 家庭菜園と(b) 有機たい肥づくり、(c)鶏の飼育法改善、(d) SRI 農法、(e)大豆の栽培法の研修を実施した。また、研修後も継続して参加者の理解と実践を促すため、定期的な世帯訪問を通じての指導に加え、参加世帯の中での優れた実践例を見学するフィールドワークショップや村同士の相互訪問を行った。その結果、成果として、低コスト農法の普及が、子どもたちの食事の改善につながっていることが確認されている。
- コミュニティに根差した母子栄養ケアの活動を効果的に実践していくため、活動ガイドラインを作成した。また、対象 20 のコミューン・ヘルスセンターと 210 の村を対象に妊婦と子どもの栄養に関する設備状況の調査を行い、多くのコミューンで栄養ケアサービスを提供するために必要な機材が不足していることが判明したことから、事業で必要機材を支援することとし、対象とする 20 ヶ所の全てのコミューン・ヘルスセンターに体重計や調理具などを供与した。
- 事業対象地では、少数民族が人口のほとんどを占めることから、少数民族の慣習や考え方をより深く理解して、事業活動に反映するための追加調査を実施し、調査結果をまとめた。調査では妊婦ケアや子どもの栄養について、様々な誤認、誤解があること（例：気分が悪くなければ妊婦健診に行かなくてよい）、行動を変えるためには情報へのアクセスが限られていたり、地理的、経済的に制約があったりすること、母親だけでなく父親や祖父母の理解と協力が必要なこと、そして時に社会通念／規範から変えていかなければならないこと（例：産後 1-2 か月たっても働かない母親（嫁）は怠け者という社会通念があること）等が明らかになった。この調査結果と事業の実施の中で得た知見を踏まえ、コミュニティの行動の変容を促進するためのコミュニケーション戦略を作成し、今後、研修

や世帯訪問など、農業と栄養ケアの双方にまたがり、各種研修や個別指導／栄養カウンセリング、村での集会など様々な活動内容に反映される予定である。

③ ダクラク省ラク郡およびクロンボン郡における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 妊産婦と新生児の保健に関する啓発活動に使用する教材を作成し、対象郡の病院とコミューン保健センター、両郡内のすべての村に配布した。
- 行動変容のためのコミュニケーションに関する研修を、郡保健センターおよび郡病院の職員、両郡内のコミューン保健センターおよび女性同盟の職員・メンバー、村保健ボランティアおよび村女性同盟メンバーに対して実施した。この研修に参加した村保健ボランティアと女性同盟メンバーが中心となり、それぞれの村において保健教育と家庭訪問を実施開始した。

2. ミャンマー

① カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育支援事業

［目的］包括的停戦合意が結ばれたカレン州において、最も弱い立場に置かれた子どもたちが適切な保護と教育サービスにアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 行政や少数民族側の専門機関における保健医療サービス提供者（保健局職員や補助助産師など）を対象に、子どもの保護の問題に対する支援体制の強化を目的とした能力強化研修を行った。また、問題対応における連携体制の構築に向けて、同様の関係機関による調整会合を定期開催し、各機関の取り扱い業務の共有などを行った。
- コミュニティレベルでは事業で形成した子ども支援グループに対し、子どもの保護の問題への対処方法に関するリフレッシャー研修を実施した。同グループは月次会合を実施し、村の子どもの保護に関わるケースの傾向や問題解決の方法について定期的な確認や協議をしながら、日常的にネグレクトや虐待、体罰などの子どもの保護に関する問題を特定し、医療施設への照会や家庭訪問を通した心のケアなどを行った。
- 子ども会も対象村すべてで形成し、子どもの権利や保護について学んだうえで、月次会合にて子どもたち自身で保護の問題について、対応方法および相談先を話し合った。
- 子どもの保護者や養育者の子育てにおける意識改善を目的として、事業で任命した子どもの権利と保護、および暴力のない子育てに関する啓発活動を主導するコア・トレーナーを中心に、各事業対象村で、保護者・養育者に対して、子育てにおける長期的な目標や、子どもの発達段階に応じた支援を提供する方法などについて議論する啓発セッションを実施した。
- 事業対象村にて、地域の子どもを対象とした識字や算数などの学習会を開催した。

② カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業

［目的］ 対象地域において、地域に根差した母子保健システム強化を通じて、妊産婦および新生児の死亡リスクが削減される。

［事業内容］

- 対象地域の情勢の緊迫化により一時中断していた保健センターの修繕が完了し、現地当局に引き渡した。

③ バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業

［目的］妊産婦と新生児の死亡リスクを削減するための適切な保健サービスの利用が促進される。

［事業内容］

- 助産師を対象とした能力強化研修（子どもの栄養・食生活、新生児ケア、保健管理情報システム）を実施した。また、タウンシップ保健局の医療従事者が参加して、タウンシップ保健計画の策定研修を実施し、2019 年の保健計画を策定した。
- 補助助産師の育成研修を行い、18 人の研修生が 6 ヶ月間の研修を修了した。また、すでに育成されていた補助助産師 34 人を対象にした妊産婦ケア・新生児ケアに関する再研修を実施した。
- フェーズ 1 対象村において、毎月、各村の助産師や補助助産師が、安全な母性、家族計画、栄養、新生児ケアなどに関する保健啓発活動を実施した。また、補助助産師が、妊産婦および新生児のいる家庭を戸別訪問し、健康状態を確認した。
- 同じ地域で補助助産師が中心となり、妊産婦および 1 歳未満の子どもを持つ母親に対して、妊娠・出産・産後・新生児の危険な兆候に関するビデオ・セッションを実施した。さらに、妊婦や 1 歳未満の子どもを持つ母親を対象とした保健センターへの視察訪問を実施した。

④ バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 2018 年を通して、第 1 フェーズの対象村および第 2 フェーズの全対象村で、セーブ・ザ・チルドレンの現地職員のファシリテーションにより、村保健委員会が組織された。その後、組織された委員会から、村保健委員会のメンバーに対して、委員会の運営や緊急搬送システムを運営するための「住民参加」、「リーダーシップ」、「組織マネージメント」、「帳簿管理」等の能力強化研修を実施した。
- すべての対象村および搬送先の 6 つの指定病院にてタウンシップ保健局によって承認された妊産婦と新生児のための緊急搬送ガイドラインに関する説明会を実施した。第 1 フェーズ対象村にて緊急搬送のための「条件付現金給付」の支援を開始した。
- 第 2 フェーズ対象村における既存の補助助産師 16 人中 10 人に対する再研修が完了し、修了試験に合格した参加者全員に補助助産師キットが配布された。

3. タイ

① 子どもの水の事故防止のための教育推進事業

［目的］水の事故防止に関する啓発・学習教材を開発し普及させ、また、子どもたちが水難に備えた泳法を習得する。

［事業内容］

- 水の事故防止のための活動が事業対象校の 5 校で継続的かつ自主的に行われるようになることを目指し、教師向けの研修を実施した。研修の後は、それぞれの学校で、啓発ポスター作りや救急法講習、演劇などが行われた。
- 事業対象校の 5 校の教師に対し、水の事故防止のための指導者研修を実施し、研修を受けた教師が中心となって、5 校合計 400 人の子どもに対し、泳法訓練を実施した。
- 水の事故防止をテーマにしたアニメーションが制作され、各学校に啓発教材として配布されるとともに、テレビ放映もされ、社会に対する水の事故防止のメッセージ普及に貢献した。

4. インドネシア

① 西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］ 学校周辺交通インフラの改善や交通安全に関する知識の向上と実践により、西ジャワ州バンドン市の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 対象小中学校 30 校の研修を受けた生徒や教員が、それぞれの学校の課外活動や授業内で交通安全に関するメッセージを他の生徒たちに伝える活動を行った。また、研修を受けた教員や保護者が、他の保護者に対する研修を実施した。
- 子どもたちが安全に通学できるようになることを目的に、対象 30 校中 5 校において、横断歩道、安全ゾーン、道路標識、道路横断時に手に持って使用する「STOP」サインなど、小規模の交通安全インフラ整備や備品の提供が行われた。
- 4 年間の事業の成果を測るため、エンドライン調査および事業終了評価を行った。事業対象校の子どもたち、教師、保護者ともに、交通安全に関する知識と行動が向上していることが分かった。

② ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］ 交通安全に関する知識向上とその実践により、ジャカルタ州都特別州の 2 地域の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 対象となる北ジャカルタ市、東ジャカルタ市の学校の周辺の交通状況、子どもたちの安全のリスクを調査し、特にリスクが高い小中学校 20 校を、事業対象校として選定した。また、事業対象校の生徒、教師、保護者を対象に、現在の交通安全に関する知識や行動を測るベースライン調査を実施した。
- 対象 20 校から 80 人の生徒が参加し、学校周辺の交通安全上のリスクについて話し合うワークショップを開催した。

5. ラオス

① ルアンパバーン県における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- メンターシップ・プログラムのメンター研修を受講した指導者 4 人が中心となり、ルアンパバーン県の 3 つの対象郡（ナン、ナンバーク、パクオウ）内の保健センターに勤務する助産師に対するメンターシップ・プログラムおよび四半期モニタリング訪問を開始した。
- ナンバーク郡病院の産後病棟の拡張工事が完了した。併せて、ベッド、ベッドサイド・キャビネット、点滴スタンドを 7 セット供与した。保健局職員および病院関係者が参列して贈呈式を行った。

II. 北東アジア地域

1. モンゴル

① 新入生の学びの基礎力育成のための学校体制強化事業

［目的］事業対象地における公立小学校で、新入生の「学びの基礎力」が育成される。

［事業内容］

- 対象校の教職員に対し、「学びの基礎力」に関する指導力強化の研修、子どもの発達に関するデータ管理・活用法の研修を実施した。

- 対象校の教職員および国家教職員育成機構職員に対し、「スタートカリキュラム」実践のための研修を実施した。
- 教職員に対し、教師と保護者間のコミュニケーションに関する研修を実施した。結果、述べ 18,588 人の保護者が保護者を対象とした学校での活動に参加し、学校と保護者の間のコミュニケーションが向上した。
- 事業運営委員会を構成するモンゴル教育文化科学スポーツ省、ウランバートル市教育課、モンゴル国立教育大学、国家教職員育成機構が、本事業の成果をそれぞれの機関の施策に取り入れた。モンゴル教育文化科学スポーツ省は、「新入生準備プログラム子ども用実習教材」を国の正式な教材として採用し、全国の 645 の小学校に配布した。

② 誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、誰も取り残さない包摂的かつ公正な教育を推進する。

［事業内容］

- 対象とする通常学校 8 校の教職員、県および地区の教育課職員に対し、特別なニーズを持つ子どもについての知識と教授法に関する指導者養成研修を実施した。養成された指導者が対象とする通常学校の教職員、県および地区の教育課職員に対し、研修を実施した。
- 対象とする生涯学習センター8 クラスの教職員に対し、特別なニーズを持つ子どもについての知識と複式学級での教授法に関する指導者養成研修を実施した。
- 対象とする通常学校の教職員、保護者会代表、ローカル NGO の職員に対し、啓発ワークショップのファシリテーター養成研修を実施した。本啓発ワークショップは保護者・地域住民を対象とし、彼らがインクルーシブ教育に関する知識を高めその重要性を理解することを目的とする。
- モンゴル教育省、県および地区の教育課、モンゴル国立教育大学、国家教職員育成機構などとともに、事業運営を担うプロジェクトグループを設立し、現地の主要なステークホルダーとの連携を強化した。

③ モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善および強化支援事業

［目的］事業対象地域内の行政機関が、虐待やネグレクトを予防し、子どもたちを保護する行政メカニズム及びサービスを強化するほか、コミュニティが子どもの保護に関する理解を深められる体制を構築する。

［事業内容］

- 本事業による成果と学びに関して、関係者間の共通理解を形成し、今後へ向けた提言をまとめるための子ども保護専門家チームフォーラムを開催した。
- 「ポジティブ・ディシプリン」プログラムを事業対象地の 9 か所で実施し、事業終了時までに、合計 220 人の養育者が参加した。
- 3 年にわたる事業成果の確認のため、エンドライン調査を行った。エンドライン調査の結果は、関係する政府機関、行政機関、民間団体などへ広く配布を行った。

④ モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業

［目的］要保護児童支援制度を担う政府機関（子ども家庭青年開発局、労働・社会保障省、法務省）の人材の能力と体制が強化される

［事業内容］

- 事業対象地の子ども保護専門家チームを対象に、ケース・マネジメントの実施能力強化を行った。ウランバートル市ではセーブ・ザ・チルドレンの職員が OJT で研修を行い、アルハンガイ県の対象地域ではインターネットを活用して同様の研修を継続的に行った。
- 本事業の成果を拡充するため、モンゴル子ども家庭青年開発局の省令により事業運営委員会が設置された。同委員会は、同局が議長として主催する形態で、労働・社会保障省や法務省、また地方行政官等により構成されている。
- 9 月～12 月にかけて、「ポジティブ・ディシプリン」のプログラムを事業対象地の 8 か所で実施し、合計 103 人の養育者が参加した。

⑤ ゾドの影響を受けた子どもたちのための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援

［目的］ゾドの影響を受けた主に脆弱遊牧世帯の子どもたちの、教育面での負の影響を軽減するとともに、将来への備えとして学校を主体とした災害リスクへの対応力向上を目指す。

［事業内容］

- アルハンガイ県、ドルノド県、バヤン・ウルギー県、ザブハン県の脆弱遊牧世帯の子どもたちを対象に、キャッシュ・トランスファーの形態で子ども教育手当の支給を行い、学用品等購入や学習継続を支援した。
- 上記 4 県において、災害の影響により学習が中断された遊牧民の子どもおよび学習に遅れが見られる子どもたちに対し、補習授業を実施した。
- 災害リスク軽減・対応に関する研修を実施した。本研修に基づき、子どもたちの意見を取り入れた災害リスク軽減、対応の取り組みを上記 4 県の計 32 校で実施した。

⑥ モンゴルにおける洪水の影響を受けた子どもたちのための教育・心理社会的支援および災害リスク軽減・対応力向上支援

［目的］洪水被害を受けた子どもたちの心理社会的負担および教育面での負の影響が軽減されるとともに、コミュニティの災害リスク対応力が向上する。

［事業内容］

- 西部のバヤン・ウルギー県、ホブド県において、子どものための PFA（心理的応急処置）ファシリテーターを 50 人養成した。養成されたファシリテーターが子ども向け”I support my friends”ワークショップを実施し、これまでに 81 人の子どもが参加した。
- 洪水被害により脆弱な立場に置かれている世帯の子どもたち 900 人を対象にキャッシュ・トランスファーにて子ども教育手当の支給を目的に、子どもたちの学用品等購入や学習継続を支援するため、受益者の選定を含む準備を実施した。
- 105 人のコミュニティ・リーダーおよび教育・福祉関係者に対する災害リスク軽減・対応に関する研修を実施するため、研修日程・参加者の調整や研修資料の改訂などの準備を実施した。

⑦ ソーシャル・サーカス支援事業

［目的］ ウランバートル市が運営する生涯学習センターにおいて、子どもたちがサーカスの練習に参加することを通して、運動機能を強化し、自己肯定感を高め、コミュニケーション力や協調性を伸ばすことを目指す。

［事業内容］

- ウランバートル市内の生涯教育センターで学ぶ子どもたちが、ソーシャル・サーカスのクラスに参加し、サーカスの技術を身につけた。また、ソーシャル・ワーカーが課題を抱える子どもへの支援や家庭への介入等を行った。

III. 南・南西アジア地域

1. バングラデシュ

① バングラデシュにおけるミャンマー避難民の子どもおよびその家族に対する生活物資配布事業

［目的］ ミャンマー・ラカイン州における危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の基本的な衛生環境および生活環境が改善される。

［事業内容］

- バングラデシュ、コックスバザール県において、ミャンマーから逃れてきたロヒンギャの人々に対し、石鹸、タオル、バケツ、生理用品などが入った衛生キットを 500 世帯に配布した。
- 同地域にて、生活環境改善のため、調理器具や食器などの基本的な台所用品を 500 世帯に配布した。

② バングラデシュ・コックスバザール県ウキア郡におけるミャンマー避難民世帯に対するシェルター改良および居住環境改善支援事業

［目的］ ミャンマー・ラカイン州における危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の居住環境が改善される。

［事業内容］

- バングラデシュ、コックスバザール県において、ロヒンギャの人々に対し、シェルターを強化するための追加の竹やロープ、ワイヤーを 1,000 世帯へ配布し、女性や子どもが世帯主の家族に障害のある人がいる家族など、最も脆弱な 191 世帯にはシェルター改良するために必要な人員提供と技術支援を行った。
- 同地域にて、避難民居住区内の環境改善のため、15 ヶ所で橋や階段、スロープや歩道の設置を行った。

IV. アジア・太平洋地域

1. アジア・太平洋地域

① 緊急下の子どもの保護のための能力強化事業

［目的］ アジア・太平洋の各国で緊急状況が発生した際に、迅速に子どもの保護ニーズに対応し、質の高い子どもの保護活動を実施することができる人材を育成する。

［事業内容］

- アジア・太平洋の国の中から、16 ヶ国、24 人の緊急下の子どもの保護に従事する NGO 職員や行政官を選定し、オンライン学習、緊急下の子どもの保護専門家との 1 対 1 のメンタリング、子どもの保護の対応や予防について学び実践する 2 週間の集合研修、課題提出、実習などを組み合わせた 6 ヶ月間の長期能力強化事業を開始した。

V. 中東地域

1. レバノン

①レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業

［目的］南レバノン県のシリア難民集住地域において、子ども保護の活動が実施され、子どもたちが暴力や搾取の被害から守られるようになる。

［事業内容］

- 南レバノン県サイダ郡の事業対象地 5 つにおいて、子どもたちを暴力や搾取などの被害から守るため、地域のリーダーが中心となる 5 つの子ども保護グループが継続的に活動し、子どもたちへケース・マネジメントを実施

するための手法について追加研修を実施した。また、子どもの保護の被害に遭った事業対象地の子どもに対し、ケース・マネジメントを実施した。

- 事業対象地域で活動する専門機関との調整会合を開催したほか、子ども会を形成した。
- 子ども保護グループメンバーに対し、児童労働や早婚などの問題を予防するための啓発の手法について追加研修を実施した。これらのメンバーは、地域住民に対して暴力や搾取などの問題の予防方法に関する啓発セッションを実施したほか、世帯訪問を実施した。
- 子どもの保護の問題の被害に遭っている子ども、保護のリスクが高いと考えられる世帯、経済的に困窮している世帯に緊急物資を配布した。

2. イエメン

①イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業

［目的］紛争の影響を受けたサヌア県およびアムラン県の学校に通えない国内避難民、ホスト・コミュニティの子どもたちに対し、緊急下における教育の機会を提供する。

［事業内容］

- 事業対象地 7 か所にて、コミュニティの住民から構成される委員会が運営を担う学習支援センターを各 1 つ開設し、子どもたちが将来的に学校に戻ることができるよう、アラビア語、算数、理科の学習を支援した。またこれらの子どもにプレースメントテスト（レベル分けテスト）を実施し、合格者に対して教育省発行の修了証明書を授与し、新学年度開始時に公立学校への登録を支援した。
- 障害のある子どもや親と離散した子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちには、それぞれのニーズに対応した個別サポートを提供し、通学を促進した。さらに、食料不足が深刻であるため、学習支援センターに通う子どもたちの世帯を対象に、米や豆を含む食料を配布した。

VI. アフリカ地域

1. ウガンダ

① ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業

［目的］ 気候変動の影響で洪水や干ばつの影響を受ける農村地域において、災害リスク軽減活動の鍵となる村等の災害対策委員会や学校内の防災クラブの能力向上を行い、コミュニティの自然災害に対する対応能力を向上させることを目指す。

［事業内容］

- 対象準郡内の 18 村の災害対策委員会と小学校 8 校の防災クラブが、それぞれが策定した防災計画に則り活動を実施するための支援を行った。村レベルでは、増水時の氾濫を防ぐための護岸、また洪水被害リスクの高い箇所の河道修正や橋の建設など、防災・減災のための活動を地域住民が中心となって実施した。また、定期的な河川の清掃作業など、地域住民による自主的な活動が継続的に行われている。
- 災害／気候変動適応型農法の普及を目指し、2016 年に導入した「モデルグループ／後続グループ」の仕組みのもと、後続農家グループが新しい農法の導入に取り組んだ。また、雨水だけに頼らない農業として、小規模灌漑システムを導入した地域では、この管理を定着させていくための研修が行われた。学校では、必要に応じて追加の研修などを行いながら、災害／気候変動適応型農法を取り入れた「学校菜園」を行った。さらに、収穫作物を活用し、学校での給食提供を行った。

② ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的

な発達支援事業（第 2 期）

［目的］ 南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた、子どもの保護に関する支援を受けられるようになる。また、避難・難民生活の長期化に伴い、情緒面や栄養面で支援を十分に受けられていない就学前の子どもたちの総合的な発達が促される。

［事業内容］

- 子どもの保護リスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちへ、ケース・マネジメントを通じて、個別のニーズに沿った支援を提供した。また、地域で子どもの保護を促進する「子どもの保護委員会」の能力強化を行った。
- 難民居住区内の 7 ヶ所の「こどもひろば」で、避難生活下で脆弱性の高くなっている全年齢層の子どもたちに安全かつ安心な居場所を提供した。
- 「こどもひろば」を活用して、就学前教育支援を実施した。また、母乳育児の状況や乳幼児の栄養状態のアセスメントや、栄養に関する集会等を通し、乳幼児の栄養支援を実施した。
- 居住区から保健センターへの距離が遠いために基礎的な保健サービスが受けられない母子に対し、アウトリーチによる予防接種や妊産婦健診などを実施した。

VII. 国内事業

1. 子ども虐待の予防

［目的］1-1）法律により家庭を含むすべての環境における「子どもの体やこころを傷つける罰」の禁止が明文化される。

1-2）家庭と子ども・養育者支援者が、たたかない・怒鳴らない子育て推進の必要性について賛同する。

1-3）たたかない・怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」を実践する養育者が増えている。

［事業内容］

1-1）政策提言活動

「子どもの体やこころを傷つける罰」の明示的禁止の法改正を実現するため、中央省庁、国会議員への働きかけを行った。

1-2）啓発活動

「子どもの体やこころを傷つける罰」の定義、禁止すべき理由、代替となる子育ての考え方への理解を促進するために、東北および首都圏において地域の養育者および子育て支援者を主な対象として講演会・シンポジウム等の開催や、啓発資料配布を通じて、啓発活動を行った。

1-3）たたかない・怒鳴らない子育て 「ポジティブ・ディシプリン」の実施

東京都港区・豊島区において 31 人の養育者が参加した。

2. 子どもの貧困問題の解決

［目的］2-1）事業対象地域において、官民の支援制度の活用により、すべての子どもが成長する機会を保障される。

2-2）市民社会が子どもの貧困を社会の課題として捉える。

2-3）子どもの貧困対策に関する経済的支援の政策・施策の不足点の一部が、当事者の声をもとに整備される。

［事業内容］

2-1）民間の経済的支援として、給付型緊急子どもサポート事業を実施した。昨年度に引き続き、岩手県山田町・宮城県石巻市において「新入学応援キャンペーン」を実施し、415 人の子どもたちに対して、制服・運動着の購入費用の一部を給付した。さらに、本年度は石巻市において、経済的に困難な状況にある高校生の就学や進路を支えるために「高校生活応援キャンペーン」も実施し、459 人の高校生に対して給付金を提供した。また、昨年度に引き続き、給付金の受給者をはじめとするひとり親家庭に対して、保護者向けのセミナーや子ども向けのイベントを実施した。

2-2）給付型緊急子どもサポート事業の「新入学応援キャンペーン」の受給世帯に対して実施したアンケート調査では、より詳しく実態を把握するために保護者へのヒアリングも行った。それに加え、「高校生活応援キャンペーン」の受給世帯の高校生と保護者を対象とした調査も実施。これらの調査結果をメディア等を通じて発信したり、シンポジウム等を実施したりすることで、市民社会が子どもの貧困を社会の課題としてとらえることができるよう啓発活動を実施した。本年度は石巻市と共催でシンポジウムを開催するなど、行政との連携も強化した。

2-3）子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、就学援助制度や高校生等奨学給付金等に関して、前述の調査結果等を用いて、国や対象地域の自治体に対する政策提言を実施した。

3．災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上

［目的］国内災害時に子ども・養育者に対する心理社会的支援を担う支援者のキャパシティが強化される。

［事業内容］

3-1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）、みやぎ心のケアセンター、新潟大学医学部と連携の上、ファシリテーター養成研修を 4 回、計 54 名に対して実施した。特に、重点支援地域である大阪で初のファシリテーター養成研修を DPAT と連携の上実施し、25 名のファシリテーターを養成、今後に備えて連携を深めた。

3-2）学童保育支援員、児童館職員、保育士、親や養育者、NPO、自治体関係者などを対象とした「子どものための心理的応急処置（PFA）」1 日版研修および紹介研修を全国にて計 35 回実施し、のべ 1,325 名が参加した。また、国内災害に伴い、大阪府、岡山県、愛媛県、北海道で「子どものための PFA」の実施要請が相次いで寄せられ、計 12 回、のべ 1,358 名に対する被災地向けの研修を実施した。被災地における心理社会的支援への高いニーズが改めて確認された。

3-3）大阪では、2 月のセーブ・ザ・チルドレン主催による「子どものための PFA」紹介研修を始め、大阪学童連絡協議会主催による紹介研修（5 月）、NPO 法人プラス・アーツ共催による紹介研修（6 月）、大阪北部地震直後に実施した大阪府での一日研修（6 月）と積極的に展開した。防災関連では、5 月に吹田市危機管理室と連携の上、「安心安全のまちづくり市民会議」での講演会に講師として招聘された。これらの働きかけを通じて、大阪府豊中市保健所、吹田市などの自治体ともネットワークを構築することができた。

3-4）セーブ・ザ・チルドレンが取り組む緊急時の心理社会的支援の認知向上を目指し、シンポジウム「今、災害支援の現場で求められているもの ～子どものこころのケア～」を東京と神戸で開催、神戸では 60 名以上、東京では 100 名以上が参加した。シンポジウムでは、精神保健・心理社会的支援の国際的潮流についての基調講演、セーブ・ザ・チルドレンの国内緊急支援活動に関する報告の他、専門家を交えたパネルディスカッションを実施し、現場での子ども支援をめぐる課題などを活発に議論した。

3-5)『人道行動における子どもの保護の最低基準（CPMS）』の日本語版作成が 11 月に完了し、ファシリテーター養成研修を国内で初めて 12 月に実施した。続いて一日研修を 12 月より全国で開始している。

4. 東日本大震災復興支援フォローアップ事業

［目的］東日本大震災の影響を受けた子どもと養育者が回復し、子どもたちが緊急準備計画や災害リスク軽減において画期的な変化を起こすための主体となる。

［事業内容］

4-1）子どもにやさしい地域づくり

- 石巻市子どもセンターが行政によって運営できるようサポートを行い、のべ 27,060 人（子ども 20,137 人、大人 6,923 人）が利用した。
- 山田町ふれあいセンターにて、法人ドナーによる出前講座実施等の外部リソースを紹介し、ランクセス化学実験教室、バンダイ・ナムコものづくりワークショップを実施。
- ミニ「あかりの木」モニュメントが設置してある「高田大隅つどいの丘商店街」が仮設商店街から常設の商店街として継続することに伴い、モニュメント一式を無償譲渡した。

4-2）放射能リテラシー

- 子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら～知って、考えて、話してみよう 自分のこと、みんなのこと、放射能のこと～」を、福島市、いわき市、楢葉町の公立中学校 12 校の生徒と教員に、計 1,384 部配布した。

5. 熊本地震復興支援

［目的］熊本地震の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復し、復興プロセスにおける子どもの意見表明権が担保される。

［事業内容］

2016 年、2017 年に引き続き、主に以下の活動を通じて、のべ 4,360 人（子ども 2,541 人、大人 1,819 人）に支援を届けた。

- 学校活動などへの支援： 御船町の中学校のものづくり部が全国大会に出場するための遠征費を支援した。
- 給付金の提供：子どもたちが新入学を迎えるにあたり、被災もしくは経済的に困窮している益城町・御船町の小中学生 826 人に制服や運動着の購入費用の一部として給付金を支給した。また、給付金の受給者をはじめとするひとり親家庭に対して、保護者向けのセミナーや子ども向けのイベントを実施した。
- 防災用品の配布： 上益城郡 5 町（嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、山都町）の小中学校に、防災ずきんを追加配布した。

6. 九州北部豪雨復興支援

［目的］九州北部豪雨の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］

2017 年に引き続き、以下の活動を通じて、のべ 83 人（子ども 27 人、大人 56 人）に支援を届けた。

- 学童保育への支援：被災した福岡県朝倉市の学童保育支援員 22 人を対象に研修を行っ

た。

- 給付金の提供：子どもたちの学校生活、進学・就職に支障が出ないように、福岡県朝倉市・東峰村の中高生 82※人に給付金を支給した。（※うち、69 人は 2017 年 12 月までに支給）

7. 西日本豪雨緊急・復興支援

［目的］西日本豪雨の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］7 月の西日本豪雨発生を受け出動し、行政や避難者へのアセスメントを実施。以下の活動を通じて、のべ 11,938 人（子ども 8,600 人、大人 3,338 人）に支援を届けた。

- 子どもに対する心理社会的支援：避難所となっている小学校に隣接する幼稚園で子どもの安心・安全な遊び場「こどもひろば」を実施。また、自治体、学童保育連絡協議会、NPO、大学などの要請を受け、岡山県で 6 回、愛媛県で 4 回、災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携の上、学童保育支援員、保育士、幼稚園教諭、児童館職員、教員、親や養育者、自治体関係者、民生児童委員など計 1,248 人に対して「子どものための PFA」紹介を実施した。
- 岡山県の居場所事業への協力：岡山県が主体となり、県内 NPO が運営を統括し実施された「被災地域の子どもの安全・安心な居場所」事業に対し、助言や子どもたちの昼食代・バス送迎費用等の運営協力を行った。7 月 18 日～8 月 31 日までの開設期間中、のべ 787 人が利用した。
- 学用品提供：被災した幼稚園児、小学生、中学生計 1,241 人に対し、運動着や鍵盤ハーモニカ、リコーダー、裁縫道具、習字セット、通学かばん等の学用品を提供した。
- 学童や児童館への備品提供：被災した学童、もしくは被災した児童を受け入れた 12 学童へ、おもちゃ等の備品提供を行った。また、被災した真備地区の児童館へも同様の備品提供を行った。
- 保育園への備品提供：被災した保育園への園児用椅子・テーブル・靴箱の提供を行った。
- 特別支援学校への備品提供：被災し仮設プレハブ校舎で授業を再開した特別支援学校へ、アルトリコーダー、キーボードといった音楽備品を提供した。
- 給付金の提供：子どもたちの学校生活、進学・就職に支障が出ないように、岡山県倉敷市の小学校 6 年生、中学校 3 年生、高校 3 年生 207 人に給付金を支給した。

VIII. アドボカシー

1. SDGs 国内実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発

［目的］ 2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の国内実施に向けたアドボカシーを行い、市民社会の提言を反映させる。また、SDGs の認知を向上させるための普及・啓発を行う。

［事業内容］

- SDGs 市民社会ネットワークのメンバーとして、日本政府の SDGs 国内実施に向けたアドボカシーに関わり、政府その他ステークホルダーと市民社会の対話を促進した。また各政党との対話を実施し、SDGs に関する議員連盟の設立など、SDGs 国内実施の政治的機運の向上に向けた働きかけを行った。さらに各種メディアに対し SDGs に関する啓発・発信を行った他、子どもたちを含む SDGs の普及と理解促進のための広報ツールや教材開発に取り組んだ。

- SDGs の進捗状況を国際レベルで共有する 7 月の国連ハイレベル政治フォーラムでは、SDGs の目標 16、ターゲット 16.2 の「子どもに対するあらゆる暴力の撤廃」にフォーカスしたサイドイベントを他の子ども支援団体と共催し、日本の取り組みや状況の発信を行った。また 9 月には韓国ソウルで開催された日韓 SDGs 市民社会円卓会議に参加し、特にターゲット 16.2 の視点から韓国の市民社会との議論や情報共有を行った。
- 各種セミナーや勉強会また学校や企業等で講演やワークショップを行い、SDGs の普及啓発を図ると共に SDGs に対するセーブ・ザ・チルドレンおよび市民社会のポジションを広く発信し、特に「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を実現することの重要性をアピールした。
- 電通が事務局を務める SDGs コミュニケーションガイド作成委員会にメンバーとして参画し、企業が SDGs に取り組み、発信する際に配慮すべきポイントに関し、人権の視点からインプットを行った。

2. グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD の展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発

［目的］ グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD（誰一人子どもを取り残さない）のもと、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを取り巻く障壁や課題の解決に向けたアドボカシーや啓発活動を行う。

［事業内容］

- 保健、栄養、教育、子どもの保護、紛争・人道危機などの各テーマにおいて、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの課題に焦点を置き、基礎社会サービスへのアクセス向上や資金動員、格差・差別を解消するシステムの構築に向けたアドボカシーや啓発活動を行った。
- 6 月の国際子どもの日にセーブ・ザ・チルドレンが発表した世界子どもレポート「疎外される子どもたち」と「子ども時代が守られている国ランキング」を日本で発表し、世界で子どもの人口の約半数にあたる 12 億人以上の子どもたちが貧困、紛争、少女に対する差別によって、子ども時代を奪われる脅威にさらされている現状に対し、行動が求められていることを訴えた。
- 各種セミナー、勉強会等での講演を通して、「誰一人子どもを取り残さない」ためのセーブ・ザ・チルドレンのコミットメントや活動へのアプローチについて広く啓発・発信を行った。

3. 保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］ SDGs の 3 番目の目標「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、特にターゲット 3.2 の「新生児および 5 歳未満児の予防可能な死亡の根絶」およびターゲット 3.8 の「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 財務省と NGO の定期協議会および個別協議で「女性と子どもの健康の実現のためのグローバル戦略」を支援する資金枠組である「グローバル・ファイナンシング・ファシリティ」に関し、日本政府の資金拠出に向けた意見交換や働きかけを行い、11 月の増資会合では日本政府より 5 千万ドルの資金拠出が誓約された。
- 9 月の国連総会でセーブ・ザ・チルドレンが共催したサイドイベント「予防可能な子どもの死の根絶に向けて：子どもの命をつなぐ資金」に日本政府からの参加を働きかけた。多くの子どもが予防可能な病気や栄養不良で命を落としている現状に対し、特に資金面からいかに革新をもたらし解決を図れるかを議論し、日本より地球規模課題審議官の参加とコメントを確保した。

4. 栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］SDGs の 2 番目の目標「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、特にターゲット 2.1 の「飢餓の根絶と栄養ある食料へのアクセス」およびターゲット 2.2 の「あらゆる形態の栄養不良の解消」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

2018 年後半より海外財団からの新たな助成金を確保し、2020 年に日本政府が主催する栄養サミットに向けて、国内外の国際栄養に取り組む NGO との連携を強化し、定期的な戦略会議を行い、栄養サミットに関する提言書をもとに外務省や財務省など関連省庁との議論を行った。また、国際母子栄養改善議員連盟などの機会を通して、さらには栄養サミットに向けたステップとしての TICAD7(第 7 回アフリカ開発会議)や G20 に向けた提言機会において、日本政府の栄養改善へのコミットメント強化を働きかけた。11 月にバンコクで行われた国際栄養会議では、国際 NGO のネットワークと共に外務省国際保健政策室との対話を持ち、栄養サミットに向けた連携のための関係構築を行った。

5. 教育の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］ SDGs の 4 番目の目標「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化と ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）を通して日本政府に対し教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）への拠出、特に初等教育への重点化を働きかけた。2 月の増資会合では、日本政府より 268 万ドルの拠出が誓約された。
- JNNE を通し、6 月の G7 シャルルボア・サミットに向けて、国際的な NGO ネットワークとの連携のもと、日本政府に対して紛争など危機的な状況下にある少女に対する教育支援へのコミットメントを働きかけ、SNS などを通して発信した。サミットでは「途上国における女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育に関するシャルルボワ宣言」が採択され、日本政府からも 3 年間で 2 億ドルの資金拠出が表明された。
- 学校が攻撃対象とならないよう、学校の軍事利用を最小限に留めることを目的とした「武力紛争下の学校・大学の軍事利用防止のためのガイドライン」に主体的にコミットする「学校保護宣言」への日本政府の賛同を求めて、他の人権 NGO 及び JNNE との連携によるアドボカシーやメディアを通した発信を継続した。11 月にはガイドラインを策定した軍事専門家を招聘してセミナーを実施し、国会議員や関連省庁、高校生との対話を行った。

6. 子どもに対する暴力撤廃への日本政府の参加に関するアドボカシー

[目的] SDGs の目標 16、ターゲット 16.2 の達成に向けた「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ」に日本政府が積極的に関与し、国内外において子どもに対するあらゆる暴力撤廃のための取り組みを促進するようアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 「子どもに対するあらゆる暴力の撤廃」の達成を目指す「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」に日本政府が積極的に関与するよう、子ども支援および人権 NGO から構成される GPeVAC 市民社会フォーラムとして働きかけた結果、2 月の「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューシ

ョンズ・サミット」において、日本政府より子どもに対する暴力撤廃を積極的に推進するパスファインディング国となること、GPeVAC 基金に対して紛争下の子どもの保護のための 600 万ドルの拠出、及び GPeVAC の理事に外務大臣が入るという 3 つのコミットメント表明が行われた。6 月には子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表と GPeVAC 暫定議長の来日に際し、日本政府との対話の機会を設けた。その後、日本子ども虐待防止学会をはじめとしたステークホルダーとの関係構築を行い、子どもに対する暴力の撤廃を国内で推進するための体制に関する検討を行った。

7．紛争・人道危機下の援助政策・支援強化に向けたアドボカシー

［目的］　紛争・人道危機下の子どもに対する支援強化や保護、支援体制の改善に向けたアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 2 月にセーブ・ザ・チルドレンの報告書「子どもに対する戦争：武力紛争下の子どもに対する暴力を終わらせる」を国内で発表し、紛争下の子どもの保護に関する国際法・国際基準の遵守、国際法・国際基準の違反者に対する処罰、被害を受けた子どもたちの生活再建の 3 点を日本政府やメディアに発信し、また署名を募ることで紛争下の子どもたちの状況と取り組みの重要性について広く意識啓発を行った。
- ミャンマーのロヒンギャ難民の状況悪化を受けて、ロヒンギャの子どもたちに対する凄惨な暴力行為や帰還に関するセーブ・ザ・チルドレンの報告書や提言書を日本政府に共有し、国際社会との協調のもと、日本の立場を活かしてミャンマー政府に対する説明責任を求めるようアドボカシーを行った。

8．子どもの権利とビジネス原則の普及・啓発と企業による実践強化

［目的］　「子どもの権利とビジネス原則」に関する普及・啓発や、企業による原則の実践に向けた働きかけを行う。

［事業内容］

- 「子どもの権利とマーケティング・広告検討委員会」で策定し、2016 年に発表した「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」の企業による実践的な取り組みの促進に向けて、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンとの共催により、広告の実例を用いた勉強会を 1 月に開催した。また、セミナーへの登壇機会などに本ガイドラインに関する発信を行った。
- 「子どもの権利とビジネス原則」に対する企業への認識を高め、実践を促すため、7 月に「SDGs 時代のビジネスと子どもの権利の推進」と題したセミナーをグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンとの共催により開催した。中国の子どもの権利と CSR センターより事務局長を招聘し、サプライチェーンや職場における子どもの権利の尊重・推進の取り組み、企業による広告・マーケティング基準における子どもの権利や人権への配慮、ESG 投資の観点から見た子どもの権利とビジネスなどの事例を紹介し、パネルディスカッションでビジネスによる子どもの権利の尊重と推進について議論を行った。
- 日本政府のビジネスと人権に関する国別行動計画の策定に向けて、ビジネスと人権国別行動計画市民社会プラットフォームに参加し、子どもの権利とビジネスの観点から国別行動計画に対する提言を行い、セミナーで発信を行った。

2018 年度の事業報告の附属明細書

2018 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上